

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」中間取りまとめ（案）への意見

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

当センターは、現時点での中間取りまとめ(案)の作成に反対する。

理由1：ブロッキングに代わるフィルタリングという有効な手法が提案されているにも関わらず、効果が矮小化され、「限界がある」と決めつけられている。

- フィルタリングには実績があり、さまざまな方法が考えうる。検討会議中でも提案された通知方式（宍戸委員より提示）、Adblockを活用した合意に基づく方法（立石委員より提示）は、エンド側での対応でありインターネットへの副作用も少なく、政府においても既に推進中の取り組みである。こうした実績に基づき、総合対策の一環としては最も実現可能で有効な手段としてフィルタリングを押し進めるべきである。しかし、取りまとめ(案)においては、「期待することはできないことに留意する必要がある(第2章8(2))」と決めつけられている。
- ブロッキングという措置の適用には、基本「補充の原則」を満たす必要がある。一方、個別同意に基づくフィルタリングはそうした原則を満たす必要はなく、推進することへの異論も出ていない。「ブロッキングありきではない」なら、個人の同意に基づくために法的に問題が少ない、こうした実現可能な提案の議論を優先すべきである。
- 「立法による通信事業者側でのブロッキング＝DNSポイズニング」にこだわる限り、現法制下では違法とされるその一つの方法しか選択肢がなくなってしまう。もしDNSポイズニングで対応したければ、「mangalove.dns」「savecomics.dns」といったDNSを権利者達が立て、そこに誘導するという個別承諾で実現可能な手法も考えうるにも関わらず、そういった建設的な手法も、ブロッキングの法制化により排除されることになる。

理由2：今まで検討会議で議論されたさまざまなブロッキングに対する懸念点が、適切に報告書案に反映されていない。懸念点の対応策もこの検討会議の中では検討されていない

- 立法によるブロッキングによるアクセス制限を視野に入れるか否かが本検討会議のメインアジェンダであり、時間を費やして数多くの議論がなされた。そこでのポイントである「違法の可能性」「対策の効果の多寡」「対策にかかる費用負担」「オーバーブロッキングの懸念」「ブロッキングが拡大適用される可能性」「インターネットが毀損される」などのいくつもの懸念点が、中間取りまとめ案に入ってしまうべきであるのに、「～との意見も見られた」と一言で済まされ(第2章8(3))、詳細がまったく反映されていない。「まとめ」としての報告書を作成するなら、呈された観点の中身も当然に抱合されたものが作成されるべきである。
- 同様に第3章6でも「ブロッキングの方法に回避手段があるからといって、当該手法に基づくブロッキングの実効性が直ちに否定されるものではない」と一言記されているが、本質は「実効性の有無」よりも、「ブロッキングはインターネットを毀損する」ということであるのに、そういう主張が理解されていないため、まとめ案への記載もない。

- 本来であれば、上記の懸念点への対応策については、一定以上に検討された上で報告としてまとめられるべきであるが、これらの検討も、本検討会議では未実施である。
- 検討が未実施のこの段階で「中間まとめ」を行うスケジュールに違和感がある。児童ポルノのブロッキングに慎重な検討がされてきたことと対照的なこうした拙速な進め方やまとめ案の記載を鑑みるに、何かの恣意が働いているという疑義が生まれる。

理由3：そもそも本件は、知財本部で閉じた場所で調整可能なレベルの話ではない

- 第5回の本検討会議で、インターネットを含む通信行政を管轄する総務省が「自由のインターネットか、監視のインターネットか」と発言したのは、本検討会議のスコープが「知的財産」にとどまる中、結果的に影響を受けるのは「通信とインターネットの適正な運用」であり、この後者が守るべき対象と見なされていないことが問題点だと認識しているからだと解釈する。実際インターネットの運営の観点でいえば、当事者となるコミュニティとの会話やグローバル空間における連携といった観点は考慮されていない。
- 本件は「対処しない場合の知的財産への悪影響」と「対処する場合のインターネットへの悪影響」という異なる二つの価値への影響を比較衡量するなど、国として総合的に判断することが必要な案件である。知財本部は通信およびインターネットの所管ではないため、権限を越えた領域への（悪）影響を及ぼす政策を実行するには、本検討会議のみの検討では不十分・不適切であると言える。IT戦略本部と連携をとり、海賊版対策を総合的に早期にまとめ上げていくための枠組みを考え、適切なステークホルダーを交えた根本的な議論の仕切り直しが必要と考える。
- ステークホルダーが集まらない検討会議での議事進行がなされても、「ブロッキング推進」と「反対」というような対立軸が生まれるだけになってしまう。それは早期対策を行うために、もっとも避けるべき道である。

当センターは、権利を侵害する情報流通を防止するための措置としてブロッキングを用いることについては、従来さまざまな議論が尽くされて実装されてきたことと同様に、法的小よび技術的小見地に基づく慎重な検討が必要と考える立場から、上記の意見を提出するものとする。

(この意見は、2018年9月7日に、当センターに行われた検討会議の事前レクチャーで配布された「中間まとめ(案)」をもとに作成しています。2018年9月13日に行われる第7回検討会議で配布予定の中間まとめ案と、章番号や実際の記載は異なっている可能性があります。そのため、ページ番号も割愛しています)。

以上

海賊版サイトに対するDNSブロッキングに関する意見書

現在、内閣府知的財産戦略本部における『インターネット上での海賊版対策に関する検討会議』にて議論が進められているが、今後の建設的な対応を進める上で、「DNSブロッキングの法制化を前提としない」対応策の議論と推進を求める。その主な背景を以下に示す。

- 1) DNSブロッキング(以下、ブロッキング)の導入は、インターネットの在り方に大きな影響を及ぼすような提案であり、インターネットの運営に関わる人たちへの理解や協力を呼びかけコンセンサスの形成が行われないうままに法制化すると、これまでの検討会議でも議論が重ねられているように、インターネットの運用に大きな支障をきたす懸念がある。すなわち、このまま「ブロッキングの導入」を法制化すると、国内外のインターネットの実運用に関係する関係者間での協力関係が破壊され、運用上の支障をきたす。この問題¹は、海賊版サイトの問題に限った話ではなく、すべての産業活動とインターネットの健全な運用に大きな悪影響を及ぼす。
- 2) 対応策として、著作権者などの利害関係者とインターネットの運用関係者、そして消費者を中心とする個人が産業の発展や市民生活の充実のためにお互いに議論を行い、総合的な対策を進めるために、政府での検討・法制化ではなく、本来は民間での対策がまずあるべきである。そのためにも、まずは民間での議論を行う体制を整えるべきである。インターネット上の児童ポルノ対策として導入が検討された際も、非常に慎重な議論の末に人権上の理由から「児童ポルノ対策に限って」導入された経緯がある。このような背景も踏まえ、いったん、「ブロッキングの法制化」の前提を棚上げし、可能な施策の検討と実施を民主導で、できることから実施するべきである。民間対応に限界があれば、立法を要請することも可能である。政府は、民間での議論の場に参加し、検討される対策に問題がないか、また支援できることはないかを行政の立場から検討する進め方が適切である²と考える。
- 3) 海賊版サイトの対策に関する検討会議が、「ブロッキングの法制化を前提にしている」とみられるような運営となってしまったことにより、無用な対立関係を生みだしてしまい、発展的な議論を阻害していると考える。また、コンテンツ事業者から事務局経由で提示された、海賊版サイトに関するデータの測定方法および算出方法が示されておらず、データの信憑性には疑問が残る。

しかし、これらも含む、インターネットに関連する課題を考える場合、以下に示す、もっと大事なことを常に忘れないようにすべきである。

インターネットは、フラットで自由なインフラであり、我が国だけではなく、世界全体の経済・文化の発展に多大な効果と影響をもたらしてきた。これは、技術の発展にもよるが、自律・分散・協調の文化による効果と影響は計り知れないほど大きい。技術的には、ブロッキングは可能であるし、一定の効果

¹ 「インターネットの在り方に関する大きな影響」と「関係者間での協力関係の崩壊」の2つの問題。

² 「日本のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」は、インターネットの通信量の実態を把握するために、ISP 9社、IX 5団体および研究者の協力のもと、総務省から毎年2回その結果が報告されている。

もある。また、法律を作れば違法行為にならずに実施することが可能となる³。しかし、「できること」と「実施すること」は異なる。「インターネットはグローバルに一つ」であり、誰でも接続できる・利用できるものであり、ブロッキングのようなインターネットを分かち行為は、インターネットの本質的な価値を毀損する行為である。多くの人が自由を得て、ビジネスを成功させ、また、社会生活を有意義にするインフラが維持されなければならない。

また、上記の理解とともに、ブロッキングとフィルタリングを明確に区別・認識する必要がある。フィルタリングは、ネットの利用者に実施の許可を含む「選択肢」という「自律性」と「自由」を担保する。一方、「ブロッキング」は、エンドユーザによる選択権が存在せず、すなわちエンドユーザの「自由」を奪うことに繋がるものである。「自由」がインターネットに必要で、重要なものである。利用者との会話やコンセンサスの形成なしに、政府の指示・命令で、しかも、「特定の産業・ビジネス」のために、この自由を、政府が安易に奪い取ることが可能な施策を行ってよいわけがない。

【賛同者】

江崎 浩	Hiroshi Esaki
大崎 竜也	OHSAKI Tatsuya
岡田 雅之	Masayuki Okada
小野 一志	Hitoshi Ono
加藤 恭久	Takahisa KATO
実積 寿也	Toshiya Jitsuzumi
其田 学	Manabu Sonoda
田島 弘隆	Hiroataka Tajima
中島 博敬	Hiroataka Nakajima
中野 拓帆	Takuho Nakano
橋川 和利	Kazutoshi Hashikawa
堀田 博文	Hiro Hotta
本間 誠治	Seiji Honma
松崎 吉伸	Yoshinobu Matsuzaki
百崎 知	Tsukasa Momozaki
山崎 信	Shin Yamasaki
吉澤 直美	Naomi Yoshizawa

(2018年9月12日17:45現在)



本文書はクリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改変禁止4.0国際ライセンス (<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>)の下に提供されています。

³ 「検閲の禁止」「秘密の保護」が電気通信事業法で明示されている。「ブロッキング」は、これに抵触する可能性があることが、多数の委員や法曹界、あるいは多くの専門家や通信事業者等から出されている。さらに、著作権の侵害に関しては、正当防衛、緊急避難、正当業務行為等の違法性阻却に該当しないという意見も多数出されている。